

山梨県公報

第二百九十四号

令和四年

六月二十日

月 曜 日

目次

告示

- 令和四年度の自衛官募集……………三六三
○令和四年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則第二項の知事が指定する日……………三六三
○土地改良区の定款の一部変更の認可(三件)……………三六三
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………三六四
○土地改良区役員の退任及び就任……………三六四

告示

山梨県告示第百四十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和四年度自衛官候補生として採用する自衛官の募集期間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。
令和四年六月二十日

自衛官候補生

山梨県知事 長 崎 幸太郎

募集期間	令和四年七月四日(月)まで	試験期日	(一)筆記試験(WE B試験) 令和四年七月十日(日) から同月十四日(木) までの間の受験者の希望する日	試験場の名称及び位置	(一)口述試験及び身体検査 自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地
------	---------------	------	--	------------	---

(システム障害等が発生した場合は、同月十五日(金))
(二)口述試験及び身体検査
令和四年七月十六日(土)

山梨県告示第百四十一号

令和四年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第三号)附則第二項の知事が指定する日は、令和四年六月二十日から同年七月十五日までの日及び同年八月三十一日から同年十一月三十日までの日とする。ただし、同年七月十五日にあつては午後六時前に、同年八月三十一日にあつては午後六時以後に利用を開始する場合に限り、許可を要しないものとする。
令和四年六月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年六月九日笛吹川沿岸土地改良区の定款の一部変更を認可した。
令和四年六月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年六月十三日忍野村内野土地改良区の定款の一部変更を認可した。
令和四年六月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年六月十三日大石土地改良区の定款の一部変更を認可した。
令和四年六月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年六月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称（仮称）ダイレックス蓬沢店
(二) 所在地 山梨県甲府市蓬沢一丁目五十四番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和五年二月九日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千二百十五平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 四十二台

- (二) 駐輪場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 十台
- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 面積 五十平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 容量 十三・五立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前九時	午後十時

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(1) 数 一箇所
(2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日 令和四年六月八日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和四年十月二十日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、甲府市帯那土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和四年六月二十日

一 退任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

二 就任

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名
角田忠夫	山本勅夫	田野口周一	保延幸雄	竹川仁	竹川明	八木裕基	神宮司正	末木和美	田辺修	末木幸造	末木正三	田野口悦倍	氏名	
甲府市下帯那町三百三番地	甲府市上帯那町千三百九十番地	地 甲府市下帯那町千五百七十七番	地 甲府市下帯那町千四百八十七番	甲府市下帯那町千九百九十番地	甲府市下帯那町千八百七番地	甲府市下帯那町二百三十八番地	甲府市上帯那町千三十七番地	甲府市上帯那町六百九番地	地 甲府市上帯那町千三百八十一番	甲府市下帯那町二百五十八番地	甲府市上帯那町三千三十六番地	甲府市下帯那町二千三十三番地	住所	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和四年三月三十一日	退任年月日	

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名
田野口悦倍	末木和美	田野口周一	前田茂樹	久保田久富	末木辰巳	白井克己	米山章	末木荒治	山本光明	田野口一夫	末木正三	氏名		
甲府市下帯那町二千三十三番地	甲府市上帯那町六百九番地	地 甲府市下帯那町千五百七十七番	甲府市下帯那町二百九十七番地	地 甲府市下帯那町千八百八十一番	甲府市下帯那町二千二百二番地	甲府市上帯那町千五十四番地	甲府市上帯那町二千七百二十九番地	甲府市上帯那町六百六番地	甲府市上帯那町千二百四番地	地 甲府市下帯那町千九百四十三番	甲府市上帯那町三千三十六番地	住所		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和四年四月一日	就任年月日		

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番